

給与お受け取り者限定優遇金利定期預金「スマート定期預金」

令和8年9月15日現在

項 目	内 容
商品名	給与お受け取り者限定優遇金利定期預金「スマート定期預金」
ご利用いただける方	当金庫の口座で給与をお受け取りいただいている方 ※給与のお受け取り実績が直近2か月以内に1回以上あることが条件となります。 ※お預け入れ期間中は、当金庫の口座で給与をお受け取りしていることが条件となります。
お預入金額	20万円以上1,000万円以内（1円単位） ※一人あたりのお預入限度は1,000万円です。
お預入期間	1年 自動継続（元金継続のみ）でお預かりします。
お預入方法	・現金、他行からのお振込みによりお預け入れいただいた資金 ・流動性預金、定期積金の満期金からのお振替 ※通帳式定期でのお預かりとなります。
払戻方法	満期日以後にお利息とともにお支払いします。
お預入利率	固定金利
適用利率	お預入時のスーパー定期または大口定期1年の店頭表示金利へ0.50%を上乗せした金利を適用利率として満期日まで適用します。自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期または大口定期1年の店頭表示金利へ0.50%を上乗せした金利を適用します。 ※店頭表示金利および上乗せ幅は金利情勢等により変更する場合があります。
お利息の計算方法 （付利単位1円）	1年を365日とする日割りで計算します。
税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）
自動継続	満期日にお利息を給与のお受け取り口座に入金し、元金のみ継続します。
付加できる特約事項	マル優のお取扱いができます。 マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。

スマート定期預金

商品概要説明書

項 目	内 容						
中途解約時の お取扱い	満期日前にご解約される場合は、下記のお預入期間に応じた期限前解約利率およびお預入日からご解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 ・自由金利型定期預金＜M型＞（スーパー定期） 期限前中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て） <table border="1"> <tr> <th>ご解約までのお預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> <tr> <td>6ヵ月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table> ・大口定期 期限前中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て） （1）預入日の1ヵ月以後の応答日の前日までに解約する場合 次の（2）の方式による利率と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。 （2）預入日の1ヵ月後の応答日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A. 約定利率－約定利率×30% B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ （注）基準利率とは、中途解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預け入れするものとした場合に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の金利をいいます。詳しくは窓口におたずねください。	ご解約までのお預入期間	中途解約利率	6ヵ月未満	約定利率×30%	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
ご解約までのお預入期間	中途解約利率						
6ヵ月未満	約定利率×30%						
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%						
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。						
手数料	再発行手数料 通帳等1件につき1,100円						
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。						
その他参考となる事項	・お取扱い店舗は、給与のお受け取り口座のある一店舗に限ります。 ・お預入期間中に当金庫での給与のお受け取りを中止した場合は、本商品の優遇条件の適用対象外となり、スーパー定期または大口定期1年の店頭表示金利を適用します。 ・この預金は、「定期預金規定」によりお取扱いいたします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。 ・自由金利型定期預金＜M型＞（スーパー定期）、大口定期の商品概要説明書もご確認ください。						

スマート定期預金